

## 令和4年度 脱水汚泥収集運搬業務募集要項

### 1 目的

(公財)愛知水と緑の公社(以下、「公社」という。)は、愛知県流域下水道浄化センター(以下、「浄化センター」という。)から発生する脱水汚泥(以下、「汚泥」という。)を、他の浄化センターの焼却炉等で処理するために、浄化センター間で収集運搬を行う者を募集します。

### 2 業務の名称

- (1) 脱水汚泥収集運搬業務委託(その1)
- (2) 脱水汚泥収集運搬業務委託(その2)
- (3) 脱水汚泥収集運搬業務委託(その3)
- (4) 脱水汚泥収集運搬業務委託(その4)
- (5) 脱水汚泥収集運搬業務委託(その5)

(その1、その2、その3、その4、その5では、運搬量(見込み)、搬出元浄化センターおよび受入先浄化センターが異なります。詳しくは別紙を参照してください。)

(注意：令和4年度から浄化センター間の汚泥の収集運搬業務を大幅に見直しており、従来の融通処理運搬業務委託(その1)～(その3)と脱水汚泥運搬業務委託(その1)～(その3)を合わせて、脱水汚泥収集運搬業務委託(その1)～(その5)の業務に振り分けています。)

### 3 業務内容

- (1) 事前に配車スケジュールを調整し、搬出元浄化センターの搬出ホッパから汚泥を積込む。
- (2) 受入先浄化センターへ運搬し、受入施設に荷卸し(ダンプアップ)する。

### 4 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 5 契約までの手続き

- (1) 当業務を希望する者は、本募集要項の諸条件を確認の上、別添「脱水汚泥収集運搬業務審査申込書」(以下、「申込書」という。)を提出する。
- (2) 公社は、申込書提出者の業務実施状況について、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成15年度愛知県条例第2号)に基づき、現地確認を実施する。ただし、令和3年度に既に現地確認を実施し、「適合」していることが確認できている場合は、当該現地確認を省略する。
- (3) 申込書の内容および現地調査の内容について審査し、「適合」した者の中から、汚泥等の運搬実績、運搬能力、規模等を考慮の上、当該業務委託の競争見積への参加者として指名通知する。(適合であっても、指名されない場合があります。)
- (4) 搬出元・受入先ごとに複数の見積書を徴する競争見積を行い、総額で一番見積額の低い者と契約します。なお、脱水汚泥収集運搬業務委託(その1)、(その2)、(その3)、(その4)、(その5)のうち1件しか契約できません。

### 6 応募資格

- (1) 積込・荷卸区域において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137

- 号) 第 14 条第一項 (産業廃棄物収集運搬業) の愛知県知事の許可を受けていること。
- (2) 前項許可証の許可範囲に「汚泥」が含まれていること。
  - (3) 愛知県会計局入札参加資格者名簿において、対象案件に係る業務分類 (大分類「03. 役務の提供」、中分類「01. 建物等各種施設管理」、小分類「12. 廃棄物・リサイクル」、細分類「03. 産業廃棄物処理 (収集・運搬)」) に登録されている者であること。
  - (4) この公告の日から落札決定までの間、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - (5) この公告の日から落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」 (平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結) 及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
  - (7) 汚泥の積替・保管は行わないこと。
  - (8) 日本産業廃棄物処理振興センターの収集運搬業講習会修了者が在籍していること。
  - (9) 本募集要項の内容を理解し、履行できる者であること。

## 7 車両条件

- (1) 運搬車両には、許可番号、会社名が車両の適切な位置に表示されていること。
- (2) 搬出元浄化センターの搬出ホップからの荷積み、及び受入先浄化センターの受入施設でダンプアップが可能であること。
- (3) 運搬中に汚泥の飛散・臭気漏れがないよう養生を行うこと。また、荷台からの汚水漏れがないこと。
- (4) 運搬中に汚泥に異物が混入しないこと。
- (5) 車両は、概ね 9±1 t の汚泥を積載可能なリース車両又は自社の車両であること。但し、境川浄化センターから衣浦東部浄化センターについては、概ね 18±1t での運搬も可である。なお、汚泥の計量は、各浄化センターに設置されているトラックスケールにより行うものとします。
- (6) 運搬の下請けは、原則として認めない。

## 8 配車条件

- (1) 契約期間中毎日 (土、日、祝日、GW、お盆、年末年始含む) 運搬対応できること。搬出時間は、境川浄化センターから衣浦東部浄化センターについては、24 時間運搬対応ができること、その他の浄化センター間については、概ね午前 7 時から午後 9 時とし、搬出元浄化センターの指定する時間に運搬対応ができること。
- (2) 豊川浄化センター周辺道路は、19 時以降にルート制限がかかります。
- (3) 一時的に 2 車以上同時に搬出することもあるため、複数台数の配車の対応が可能であること。

## 9 運搬対象の汚泥性状

愛知県流域下水道の浄化センターで発生する汚泥 (別紙参照)

## 10 申込方法

申込にあたっては以下の書類を添えて提出すること。

- (1) 脱水汚泥収集運搬業務審査申込書 (全項目記載のこと)
- (2) 積込・荷卸区域の、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (昭和 45 年法律第 137 号)

- 第14条第一項（産業廃棄物収集運搬業）の許可証の写し（原本証明したもの）
- (3) 登録の車両一覧及び車検証の写し
  - (4) 日本産業廃棄物処理振興センターの収集・運搬課程の講習会修了者の修了証の写し
  - (5) 会社概要（従業員数・売上高・実績・保有車両台数等が記載されていること。）

必要書類1部を（公財）愛知水と緑の公社下水道部管理課管理グループに、持参または郵送にて提出してください。郵送の場合は、簡易書留により発送してください。

#### 11 募集期間

令和3年11月4日（木）～令和3年11月18日（木）

受付は、上記期間の午前9時～午後5時までの間とします。（土・日曜日及び祝日は除く。）

#### 12 募集要項及び申込書の入手方法

公社下水道部のホームページからダウンロードしてください。

※ホームページアドレス [http://aichi-mizutomidori.or.jp/hp\\_gesui/](http://aichi-mizutomidori.or.jp/hp_gesui/)

#### 13 審査結果の通知

令和3年12月上旬に審査結果を通知します。

#### 14 競争見積方法及び落札者の決定方法

- (1) 当要項5に示す審査に適合した者の中から公社が指名した者により競争見積を行い、契約者を決定します。
- (2) 競争見積は脱水汚泥収集運搬業務委託（その1）、（その2）、（その3）、（その4）、（その5）の計5回行い、それぞれ落札者を決定します（実施順は追って連絡します）。
- (3) 1回目の競争見積の落札者は、2回目以降の競争見積に参加できません。また、2回目の落札者は、3回目以降の競争見積には参加できません。3回目以降の落札者も同様です。

#### 15 留意事項

- (1) 申請書等で不明点について、問い合わせまたは追加の資料を求めることがあります。
- (2) 審査結果については、令和4年度の契約分に限り有効とします。
- (3) 汚泥を運搬したことによる車両の不具合、劣化について公社は一切責任を負いません。
- (4) 法令に違反した場合、応募資格が無くなった場合、申込書の内容と異なる不適切な状態が確認された場合には、直ちに業務の停止及び、契約解除等の必要な措置をとることとします。

#### 16 問い合わせ先

担当：（公財）愛知水と緑の公社 下水道部管理課管理グループ 藁科（わらしな）

住所：〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-19-30

電話番号：(052)971-3045

F A X：(052)971-3053

Eメール：g-ka@aichi-mizutomidori.or.jp

別紙

1 浄化センターの所在地

浄化センター名	住所
豊川浄化センター	〒441-0153 豊橋市新西浜町1番3
五条川左岸浄化センター	〒485-0074 小牧市新小木四丁目47番地
境川浄化センター	〒448-0837 刈谷市衣崎町二丁目20番地
衣浦西部浄化センター	〒475-0832 半田市川崎町四丁目1番地
矢作川浄化センター	〒444-0335 西尾市港町1番地
衣浦東部浄化センター	〒447-0824 碧南市港南町二丁目8番15号
日光川上流浄化センター	〒492-8349 稲沢市儀長一丁目1番地
五条川右岸浄化センター	〒482-0017 岩倉市北島町権現山7-1
新川東部浄化センター	〒481-0041 北名古屋市九之坪鴨田1
日光川下流浄化センター	〒498-0067 弥富市上野町2-28
新川西部浄化センター	〒452-0065 清須市西枇杷島町芳野三丁目1

2 標準的な汚泥性状

水分	;	73~85%
有機分	;	11~25%
無機分	;	2~ 7%

3 浄化センター間の収集運搬量(令和4年度見込み量)Wst

—: 搬出予定なし

業務の名称		脱水汚泥収集運搬業務委託(その1)						脱水汚泥収集運搬業務委託(その2)					
受入先浄化センター		豊川	五条川左岸	衣浦西部	矢作川	衣浦東部	合計	豊川	五条川左岸	衣浦西部	矢作川	衣浦東部	合計
搬出元浄化センター	豊川	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
	五条川左岸	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
	境川	1,470	—	—	—	12,000	13,470	—	—	—	—	9,000	9,000
	衣浦西部	—	—	—	(10)	—	0	—	—	—	—	—	0
	矢作川	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
	衣浦東部	(10)	—	—	—	—	0	—	(10)	—	—	—	0
	日光川上流	—	(10)	—	—	—	0	—	—	(10)	—	—	0
	五条川右岸	—	—	(10)	—	—	0	—	—	—	(10)	—	0
	新川東部	—	—	—	(10)	—	0	—	—	—	—	—	0
	日光川下流	—	—	—	—	—	0	(10)	—	—	—	—	0
新川西部	(10)	—	—	—	—	0	—	(10)	—	—	—	0	
業務委託合計		13,470						9,000					

業務の名称		脱水汚泥収集運搬業務委託(その3)						脱水汚泥収集運搬業務委託(その4)					
受入先浄化センター		豊川	五条川左岸	衣浦西部	矢作川	衣浦東部	合計	豊川	五条川左岸	衣浦西部	矢作川	衣浦東部	合計
搬出元浄化センター	豊川	—	—	—	—	—	0	—	(10)	—	250	—	250
	五条川左岸	—	—	—	—	—	0	—	—	500	(10)	—	500
	境川	—	—	823	—	3,585	4,408	1,670	123	—	250	—	2,043
	衣浦西部	—	—	—	—	—	0	375	—	—	—	—	375
	矢作川	453	175	—	—	—	628	—	—	1,175	—	—	1,175
	衣浦東部	—	—	(10)	—	—	0	—	—	—	—	—	0
	日光川上流	—	—	—	(10)	—	0	—	—	—	—	—	0
	五条川右岸	—	—	—	—	—	0	(10)	—	—	—	—	0
	新川東部	(10)	—	—	—	—	0	—	(10)	—	—	—	0
	日光川下流	—	(10)	—	—	—	0	—	—	(10)	—	—	0
新川西部	—	—	(10)	—	—	0	—	—	—	(10)	—	0	
業務委託合計		5,036						4,343					

業務の名称		脱水汚泥収集運搬業務委託(その5)						総合計					
受入先浄化センター		豊川	五条川左岸	衣浦西部	矢作川	衣浦東部	合計	豊川	五条川左岸	衣浦西部	矢作川	衣浦東部	合計
搬出元浄化センター	豊川	—	—	400	—	—	400	—	(10)	400	250	0	650
	五条川左岸	375	—	—	—	—	375	375	—	500	(10)	0	875
	境川	1,160	—	—	385	—	1,545	4,300	123	823	635	24,585	30,466
	衣浦西部	—	(10)	—	—	—	0	375	(10)	—	(10)	0	375
	矢作川	1,172	—	—	—	—	1,172	1,625	175	1,175	—	0	2,975
	衣浦東部	—	—	—	(10)	—	0	(10)	(10)	(10)	(10)	—	0
	日光川上流	(10)	—	—	—	—	0	(10)	(10)	(10)	(10)	0	0
	五条川右岸	—	(10)	—	—	—	0	(10)	(10)	(10)	(10)	0	0
	新川東部	—	—	(10)	—	—	0	(10)	(10)	(10)	(10)	0	0
	日光川下流	—	—	—	(10)	—	0	(10)	(10)	(10)	(10)	0	0
新川西部	—	—	—	—	—	0	(10)	(10)	(10)	(10)	0	0	
業務委託合計		3,492						35,341					

- (1) 上表は令和4年度に各流域で発生する汚泥のうち、浄化センター間の収集運搬の見込み数量(湿潤重量:Wst)を示したものです。
- (2) 実際の配分量は、汚泥発生量・汚泥、焼却炉等の運転状況及びその他諸事情により増減があります。なお、焼却炉等の運転状況などの条件による年間の見込み量の内訳は、次ページの表となります。
- (3) ()内の数量は、緊急に運搬する可能性がある数量を示したものです。

業務名	条件		通常時	矢作川		衣浦西部		豊川		五条川左岸		衣浦東部 炭化炉定修時	緊急用	計
	搬出元	受入先\日数		2号炉定修時	3号炉定修時	3号炉定修時	2号炉定修時	3号炉定修時	3号炉定修時	3号炉定修時				
	搬出元	受入先\日数	180	25	25	25	25	25	25	25	35	—	365	
脱水汚泥収集 運搬業務委託 (その1)	境川	豊川	900.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	570.0	—	1,470.0	
	境川	衣浦東部	6,545.5	909.1	909.1	909.1	909.1	909.1	909.1	909.1	0.0	—	12,000.1	
	衣浦西部	矢作川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	衣浦東部	豊川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	日光川上流	五条川左岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	五条川右岸	衣浦西部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	新川東部	矢作川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	新川西部	豊川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	計		7,445.5	909.1	909.1	909.1	909.1	909.1	909.1	909.1	570.0	—	13,470.1	
脱水汚泥収集 運搬業務委託 (その2)	境川	衣浦東部	4,909.1	681.8	681.8	681.8	681.8	681.8	681.8	681.8	0.0	—	8,999.9	
	衣浦東部	五条川左岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	日光川上流	衣浦西部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	五条川右岸	矢作川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	日光川下流	豊川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	新川西部	五条川左岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	計		4,909.1	681.8	681.8	681.8	681.8	681.8	681.8	681.8	0.0	—	8,999.9	
脱水汚泥収集 運搬業務委託 (その3)	境川	衣浦西部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	822.5	—	822.5	
	境川	衣浦東部	1,955.5	271.6	271.6	271.6	271.6	271.6	271.6	271.6	0.0	—	3,585.1	
	矢作川	豊川	0.0	226.7	226.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	453.4	
	矢作川	五条川左岸	0.0	87.5	87.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	175.0	
	衣浦東部	衣浦西部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	日光川上流	矢作川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	新川東部	豊川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	日光川下流	五条川左岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	新川西部	衣浦西部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
		計		1,955.5	585.8	585.8	271.6	271.6	271.6	271.6	271.6	822.5	—	5,036.0
脱水汚泥収集 運搬業務委託 (その4)	豊川	矢作川	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	250.0	0.0	0.0	0.0	—	250.0	
	五条川左岸	衣浦西部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	500.0	0.0	—	500.0	
	境川	豊川	900.0	0.0	0.0	200.0	0.0	0.0	0.0	0.0	570.0	—	1,670.0	
	境川	五条川左岸	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	122.5	—	122.5	
	境川	矢作川	0.0	0.0	0.0	250.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	250.0	
	衣浦西部	豊川	0.0	0.0	0.0	0.0	375.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	375.0	
	矢作川	衣浦西部	0.0	587.5	587.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	1,175.0	
	豊川	五条川左岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	五条川左岸	矢作川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	五条川右岸	豊川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	新川東部	五条川左岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	日光川下流	衣浦西部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	新川西部	矢作川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
		計		900.0	587.5	587.5	450.0	375.0	250.0	500.0	692.5	—	4,342.5	
脱水汚泥収集 運搬業務委託 (その5)	豊川	衣浦西部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	400.0	0.0	0.0	0.0	—	400.0	
	五条川左岸	豊川	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	375.0	0.0	—	—	375.0	
	境川	豊川	900.0	0.0	0.0	260.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	1,160.0	
	境川	矢作川	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	385.0	—	385.0	
	矢作川	豊川	0.0	585.8	585.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	1,171.5	
	衣浦西部	五条川左岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	衣浦東部	矢作川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	日光川上流	豊川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	五条川右岸	五条川左岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	新川東部	衣浦西部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
	日光川下流	矢作川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	
		計		900.0	585.8	585.7	260.0	0.0	400.0	375.0	385.0	—	3,491.5	

定修時とは、焼却炉等の定期修繕により、焼却炉等が停止する期間のことです。定期修繕の期間は、重ならないように時期をずらして実施する予定です。

#### 4 搬出元浄化センターでのトラックボディ高さ制限(ホツパ、シャッター等搬出設備最下端)

浄化センター名		H(m)
豊川		3.5
五条川左岸	(汚泥管理棟)	4.0
	(汚泥搬出入棟)	4.0
境川	(ホツパ棟)	3.7
	(乾燥汚泥棟)	3.4
衣浦西部		3.4
矢作川		3.5
衣浦東部		3.3
日光川上流		3.4
五条川右岸		3.4
新川東部	(ホツパ棟)	4.0
	(汚泥棟)	4.0
日光川下流	(第1汚泥棟)	4.4
	(第2汚泥棟)	3.7
新川西部		4.1

(1) H寸法は計測実寸値。

(2) 実際の搬出にあたっては、上記高さの他、車両の長さ、幅及び転回の可否等を、事前に現地で確認してください。